

＜鳥取銀行 WEB 口座預金規定（普通預金）＞

1. 通帳の不発行

普通預金を開設するにあたり、「普通預金規定」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 本契約では預金者は必ず「とりぎんインターネットバンキング」を契約するものとし、普通預金の残高・入出金明細等は「とりぎんインターネットバンキング」の照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はいりません。）
- (3) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 店頭窓口でこの預金口座から払出しする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額を記入のうえ、届出印章を押印し、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。
- (5) 店頭窓口でこの預金口座に入金する場合は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、この預金口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。
- (6) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。

3. 特約の解約

- (1) この預金口座から有通帳口座へ切替した場合、上記 2. の特約は解約されます。
- (2) 次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく、上記 2 の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から普通預金規定のみ適用されるとともに通帳が発行されるものとします。
 - ① 「とりぎんインターネットバンキング」を解約した場合
 - ② 上記 2 の特約に違反した場合
- (3) 有通帳へ切替した場合は、通帳発行手数料として当行所定の手数料を支払うものとします。

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「ペイジー口座振替受付サービス規定」、「ICキャッシュカード特約」、「とりぎんインターネットバンキング利用規定」を準用するものとします。
- (2) 本規定、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「ペイジー口座振替受付サービス規定」、「ICキャッシュカード特約」および「とりぎんインターネットバンキング利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

5. 規定等の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021年10月現在)

＜鳥取銀行 WEB 口座預金規定（総合口座）＞

1. 通帳の不発行

普通預金・定期預金により総合口座を開設するにあたり、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「定期預金規定 共通規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[単利型] 規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[複利型] 規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[据置複利型] 規定」、「自動継続自由金利型定期預金規定」、「自動継続変動金利型定期預金（単利型）規定」、「自動継続変動金利型定期預金（複利型）規定」にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 本契約では預金者は必ず「とりぎんインターネットバンキング」を契約するものとし、普通預金の残高・入出金明細、定期預金の預入明細等は「とりぎんインターネットバンキング」の照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はいりません。）
- (3) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 店頭窓口でこの預金口座から普通預金の払出または定期預金の解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額を記入のうえ、届出印章を押印し、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。
- (5) 店頭窓口でこの預金口座に入金する場合は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入のうえ、この預金口座のキャッシュカードを店頭窓口に提示するものとします。
- (6) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に提示するものとします。

3. 特約の解約

- (1) この預金口座から有通帳口座へ切替した場合、上記2. の特約は解約されます。
- (2) 次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく上記2. の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から普通預金規定または総合口座取引規定のみが適用されるとともに通帳が発行されるものとします。
 - ① 「とりぎんインターネットバンキング」を解約した場合
 - ② 上記2. の特約に違反した場合
- (3) 有通帳へ切替した場合は、通帳発行手数料として当行所定の手数料を支払うものとします。

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「定期預金規定 共通規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[単利型] 規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[複利型] 規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）[据置複利型] 規定」、「自動継続自由金利型定期預金規定」、「自動継続変動金利型定期預金（単利型）規定」、「自動継続変動金利型定期預金（複利型）規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「ペイジー口座振替受付サービス規定」、「ICキャッシュカード特約」、「とりぎんインターネットバンキング利用規定」を準用するものとします。

【鳥取銀行 WEB 口座預金規定】

(2) 本規定、「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「定期預金規定 共通規定」、「自動継続期日指定定期預金規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）〔複利型〕規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）〔据置複利型〕規定」、「自動継続自由金利型定期預金規定」、「自動継続変動金利型定期預金（単位型）規定」、「自動継続変動金利型定期預金（複利型）規定」、「キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」、「ペイジー口座振替受付サービス規定」、「ICキャッシュカード特約」、「とりぎんインターネットバンキングご利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

5. 規定等の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021年10月現在)